

平成29年大川市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月9日(金)
開 会 午前9時30分から午前10時15分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(15人)

会 長 田中 博文

1 番 梅崎 隆利	9 番 龍 靖男
2 番 野口 至米子	11 番 吉川 康則
3 番 辻 律子	12 番 植木 幸治
4 番 宮原 晶彦	13 番 古川 敬次郎
5 番 石橋 増隆	14 番 志牟田 文彦
6 番 河野 洋一	15 番 佐藤 操
7 番 古賀 博美	16 番 田中 博文
8 番 古賀 林允	

4. 欠席委員(0人)

5. 傍聴人(0名)

6. 付議議題

議案第16号	農地法第3条許可申請について
議案第17号	農地法第4条許可申請について
議案第18号	農地法第5条許可申請について
議案第19号	農地移動適正化あっせんの申出について
議案第20号	大川市農用地利用集積計画について
議案第21号	農業振興地域整備計画の変更について
報告第6号	農地法第18条第6項通知について
報告第7号	使用貸借の合意解約届出書について

7. 事務局

局長 柿添 量之 次長 相川 曜一 職員 高良 崇史

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成29年第6回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、14名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、2番の野口委員から、10分程遅れるとの連絡がありましたので併せてご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いします。

議 長 本日、ここに平成29年第6回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第16号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番については、譲渡理由が農業廃止、譲受理由が経営規模の拡大であります。後ほど議案第19号でも説明いたしますが、譲渡人の所有農地のうち、農用地があっせん、それ以外が農地法第3条許可申請という内訳になっています。下限面積等の許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長 ほかに、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第 1 6 号農地法第 3 条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第 1 7 号農地法第 4 条の許可申請についてを議題といたします。
1 番から 2 番について、審議をお願いいたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)
1 番については、転用目的が農家住宅及び農業用倉庫、申請人の職業は農業、申請地の農地区分は第 1 種農地であります。現在、申請地の近くにお住まいですが、有明海沿岸道路工事で収用されてしまうため、その代替地として今回の申請に至ったものです。
2 番については、転用目的が一般住宅及び資材置場、申請人の職業は建設業、申請地の農地区分は第 1 種農地であります。申請地は、平成 2 8 年に 1 度許可を受けている農地ですが、転用目的が変更になったため、今回の申請に至ったものです。ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

植木委員 1 番について補足説明いたします。
事務局から説明があったとおり、有明海沿岸道路工事の収用に伴う申請です。
収用に伴い、代替地を検討していましたが、なかなか見つからなかったため、申請者本人の農地を転用することになったと聞いています。また、議案第 1 8 号でも一般住宅、通路及び排水路、一般住宅及び海苔小屋を目的とした計 3 件の申請があっております。現地を確認したところ、特に問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

それでは、2 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

梅崎委員

2 番について補足説明いたします。

事務局からの説明のとおりですので、特に補足することはありません。隣接農地の所有者及び耕作者からも再度承諾をいただいているとのことですので、特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、2 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

以上で、議案第 17 号農地法第 4 条の許可申請についての審議を終わりました。

次に議案第 18 号農地法第 5 条の許可申請についてを議題といたします。

1 番から 3 番については、関連がありますので一括審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

(議案の朗読及び説明)

転用目的は、1 番が一般住宅、2 番が通路及び排水路、3 番が一般住宅及び海苔小屋で、申請地の農地区分は第 1 種農地であります。

先ほど植木委員から説明があったとおり、3 件とも有明海沿岸道路工事で収用されてしまうため、その代替地として今回の申請に至ったものです。2 番に

については、議案第17号の1番案件（農家住宅及び農業用倉庫）と議案第18号の1番案件（一般住宅）を利用するための共有の通路と排水路となっております。ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番から3番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

植木委員 議案第17号で説明したとおりですので、補足説明はありません。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1番から3番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、1番から3番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
以上で、議案第18号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第19号農地移動適正化あっせんの申し出についてを議題といたします。
1番について、審議をお願いいたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）
1番については、議案第16号で説明したとおり、申出人の所有農地のうち、農用地があっせん、それ以外が農地法第3条許可申請となっております。ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
1番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「意見なし」という者あり）

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1 番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番については、あっせんすることに決しました。
ただいまから、あっせん委員の指名を行います。
1 番について、あっせん委員に、佐藤操委員、田中博文委員を指名いたします。
ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。
(「異議なし」という者あり)
ご異議なしと認めます。
よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、佐藤操委員、田中博文委員に決しました。
以上で、議案第 19 号農地移動適正化あっせんの申出についての審議を終わりました。
次に議案第 20 号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。

辻委員 議案の内容とは少し違うかもしれませんが、中間管理事業についての質問です。先日、地元市民の方から、「中間管理事業を活用すると、推進機構から将来土地をとられてしまうのではないか」との相談を受けました。そのようなことはないと思いますが、その方に納得していただけるにはどのように回答すればよろしいでしょうか。

事務局 中間管理事業の活用にあたり、そういった質問をよく聞きます。中間管理事業は、貸し手と借り手の間に推進機構が入り、賃借料の支払い等を行います。貸し手の方にも、賃借料の支払い漏れがないうえに各種交付金、固定資産税の

軽減措置など様々なメリットがあります。

辻委員 中間管理事業の制度、メリット等は分かるのですが、納得していただける回答が出来ず困っている状況です。

事務局 所有権はあくまで登記上の問題であり、中間管理事業や市で4月と9月に受付を行っている利用権はあくまで耕作権の設定です。簡単な回答になりますが、これが1番納得していただけるのではないかと思います。

古川委員 確かに「所有権に関しては登記が必要」という点を説明することが1番納得していただけると思います。

辻委員 分かりました。その他に中間管理事業を活用するにあたり、注意することはありませんか。

事務局 先ほど少しお話ししましたが、中間管理事業を活用することで、各種交付金の対象となることとなります。各種交付金にもそれぞれ条件がありますので、交付金を受給したあとに条件に該当しない状況になれば交付金を返納しなければなりません。そこは注意する点だと思います。

辻委員 分かりました。

議 長 交付金の返納は、貸し手にも迷惑がかかるので、説明する際には注意してください。

その他、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

農用地利用集積計画ついて、賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

以上で、議案第20号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わります。

した。

次に議案第 21 号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

(議案の朗読及び説明)

1 番については、除外に関する申請であり、変更の目的は自家用駐車場です。
現在、申請地の北側にある自宅敷地に 2 台駐車していますが、駐車場及び通路が狭いため、敷地内で U ターンができず、自宅から広い道路までの約 50 m をバックで出している状況です。現地確認しましたが、自宅前の道路は軽自動車 1 台程の幅しかなく、車の出し入れにとっても苦劳しました。駐車場ができればこうした状況が改善されると思います。ご審議をお願いいたします。

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

ただいまから採決いたします。

1 番について、同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、1 番について、同意することに決しました。

以上で、議案第 21 号農業振興地域整備計画の変更についての審議を終わりました。

次に報告第 6 号農地法第 18 条第 6 項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

(議案の朗読及び説明)

議 長

職員の報告の朗読及び説明が終わりました。

みなさん、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

ほかにご意見等なしと認めます。

以上で、報告第 6 号を終わります。

次に報告第 7 号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

吉川委員 報告第 6 号についての質問で申し訳ないのですが、報告第 6 号の 6 番から 2 3 番までの解約理由が「相手方の要望」となっています。これは、どういった内容なのでしょうか。

事務局 6 番から 2 3 番の賃借人はそれぞれの貸し手と農地法第 3 条に基づき、賃貸借を行っておりましたが、貸借の始期と終期がそれぞれ違うため、一旦農地法第 3 条の解約を行い、農業経営基盤強化法に基づいた利用権の設定を新たに行うものです。

吉川委員 分かりました。

議 長 その他、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
ほかにご意見等なしと認めます。
以上で、報告第 7 号を終わります。
以上で審議を終わりました。
次に、署名委員を氏名いたします。
1 3 番 古川 敬次郎 委員
1 4 番 志牟田 文彦 委員
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」という者あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第 6 回大川市農業委員会総会を閉会致します。